平成26年度

濁度計等の更新

特記仕様書

北千葉広域水道企業団

（適用範囲）
第1条　本件は、濁度計等の購入にあたり、その仕様等について定めたものである。

（設置場所）
第2条　装置の設置場所は次のとおりとする。
　　流山市桐ヶ谷字和田130番地
　　北千葉浄水場　中央管理本館2階

（内容）
第3条　装置の数量及び仕様は下記に定めるものとする。

1. 数量
(1)濁度計　　一式
(2)分光光度計　　一式

2. 仕様
　別紙のとおり

（納入期限）
第４条　本装置の納入期限は平成26年12月26日までとする。

（装置の運搬及び搬入）
第５条　装置の運搬及び搬入にかかる費用は、購入金額に含むものとする。

（装置の保証及び期間）
第６条　装置納入後、1年は無償による保証を行うものとする。

別　紙

○共通事項

1. 搬入、据え付け、調整

①設置場所（中央管理本館2階）まで安全に搬入できる方法を取ること。
②装置を指定した場所に搬入して据え付け、装置が正常に作動するよう調整すること。
③装置の正常な作動及び据え付けに必要な配線、取り付け部材等は納入者が用意し、これにかかる費用は購入金額に含むものとする。

2. 装置の保守体制

①修繕対応
　故障等不具合が発生した場合には、緊急の修繕対応等が可能なサービス体制があること。
②定期点検
　装置の正常な稼働を維持するため定期点検が必要な場合には、点検作業体制があること。

3. 検査

　装置の正常な作動を確認するために納品時に検査を行うものとする。検査内容及び期日に関しては別途定める。

○装置仕様

1. 濁度計

＜内訳＞

(1)濁度計本体	一台
(2)プリンター	一台
(3)その他付属品	一式

【仕様】

　以下の仕様に合致した装置を納入すること。

株式会社三菱化学アナリテック製
積分球式濁度計　PT-200

(1)濁度計本体

1)「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年7月22日厚生労働大臣告示第261号）別表第41による測定ができること。
2)測定方式は積分球式光電光度法であること。
3)測定範囲は0～10度（30 mmセル）が測定できること。
4)検量線は任意の点数で入力が可能であること。
5)測定精度はポリスチレン濁度標準液における濁度0.1度で、変動係数10%以内であること。
6)リアルタイムに濁度値の表示が可能であること。
7)結露防止のための乾燥ガスが流せること。
8)なお、初期の検量線組み込みは必要ない。

(2)プリンター

プリンターを付属すること。

(3)その他付属品

1)装置(プリンター含む)の稼働に必要な標準付属品を有すること。
2)製本版または電子化ファイル形式の日本語取扱説明書を有すること。

2. 分光光度計

＜内訳＞

(1)分光光度計本体	一台
(2)セルホルダ	一個
(3)プリンター	一台
(4)その他付属品	一式

【仕様】

以下の仕様に合致した装置を納入すること。

株式会社 島津製作所製
分光光度計 UV－1800

(1)分光光度計本体

1)ダブルビーム測光方式、シリコンフォトダイオード検出器であること
2)ハロゲンランプ、重水素ランプを使用し、測定波長範囲; 190～1100nm を含むこと
3)日本語表示であること
4)幅 80cm×奥行 70cm のスペースに設置できること
5)波長分解能 1.5nm 以下、迷光 0.04%以下であること
6)ベースライン安定度; 0.0003Abs/時間 以下であること
7)光路長 10mm、50mm、100mm のセルが使用できること

(2)セルホルダ

光路長 10mm、50mm、100mm のセルが使用できる角型長吸収セルホルダを付属すること

(3)プリンター

画面コピープリンタ MPU 型を付属すること

(4)その他付属品

1)装置(プリンター含む)の稼働に必要な標準付属品を有すること。
2)製本版または電子化ファイル形式の日本語取扱説明書を有すること。